

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年6月28日

横浜市契約事務受任者
建築局長 鵜澤 聡明

1 契約の概要

応急的危険回避措置工事(屋根瓦の一部撤去)

2 履行(納品)場所

磯子区磯子六丁目

3 契約日

令和3年9月3日

4 履行日又は履行期間

令和3年9月3日から令和3年11月5日まで

5 契約金額

209,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市磯子区栗木2-25-14

株式会社エスワイシー 代表取締役 吉田 俊介

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

所有者等が確知できず、管理が適切に行われていない空家について、屋根材の一部が落下しかかっており、そのまま放置すると落下し、地域住民や通行人に危険が及ぶおそれがあるため、緊急的かつ応急的に部材を撤去する必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

横浜建設業協会磯子区会構成員であり、同区内で即時的に応急措置工事の対応が可能であったため。

9 所管課

建築局建築指導課